

2019年7月1日

働き方改革と生産性向上

公益財団法人 国際通貨研究所
専務理事 倉内宗夫

4月から施行された「働き方改革関連法」は1947年の労働基準法制定来70年ぶりの大改革で長時間労働や過労死の防止を目的に、あえて罰則をつけてまで残業時間の上限規制や年次有給休暇の取得義務を盛り込んだことが大きな特徴だ。とりわけ法令違反をした企業名の公表制度は各社の対応に強烈なインパクトを与えるだろう。

安倍政権は、2017年に生産性向上国民運動推進協議会を設立し、働き方改革とともに生産性向上のための改革と人づくりのための一体的改革に着手した。

2018年6月、首相は働き方改革関連法の成立に際して「多様な働き方を可能にする法制度が制定された」と発言している。これは単に労働時間を削減するのではなく「柔軟に働く」という選択肢を労働者に提供したことがポイントである。

もともと足元では、各企業は残業時間の上限規制と年次有給休暇の取得義務の法令遵守にむけての対策に追われている。改めて言うが、働き方改革と生産性向上は一体となる改革である。

はたして生産性向上はどうしたら実現するのであろうか。

生産性の代表的指標である労働生産性を使って説明しよう。(もう一つの指標は全要素生産性(TFP))。それを数式で示すと次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{労働生産性} &= \text{生産量 (付加価値量)} / \text{労働投入量} \\ &= \text{GDP} / \text{就業者数 (または就業者数} \times \text{労働時間)} \end{aligned}$$

労働生産性を上げるには(1)生産量つまりGDPを増やす、(2)就業者数を減らす(日本では自然減を待たざるを得ない)、(3)労働時間を減らす、のいずれかである。

(1)について多くの識者はイノベーションが必要だと言うが、そのとおりである。但しそう簡単には成果はだせない。人口減少で市場が縮小する日本において内からGDPを増やすことは容易でない。ならば外からの投資を呼び込めばよい。我が国企業はこぞって海外進出しているが、外から投資を取り込んで国内のビジネスを伸ばす努力は欠

けている。日本人の有能で高度なスキル人材を活用しての高付加価値商品の開発・製造や世界最高水準の研究開発センターは有力な投資誘致の候補になる。高い法人税が障壁だとの声もあるが、私は社会インフラ整備の不足と、会社設立・運営等にかかる高コスト体質が投資に見合うリターンを上げにくくしているという面も大きな要因だと考える。IT 技術活用が急速に我々の日々の活動に入り込んでくる時代に、企業活動効率化の足かせとなっている旧態然とした岩盤規制の緩和がすすめば、諸コストが下がり外資が積極的に投資する分野も必ず存在するはずだ。規制緩和の一環では政府自らの効率化も望まれよう。各省庁縦割り行政の非効率性は以前から指摘されている。参考になるデータを紹介する。世銀が毎年発表している Ease of Doing Business 2019 年版での日本の順位は 39 位となっている。ちなみに 1 位はニュージーランド、2 位はシンガポールで、隣国の中国は前年の 78 位から 46 位に大幅に順位を上げている。評価項目のうち我が国は破綻処理こそ 1 位だが、納税 97 位、法人設立 93 位、信用供与 85 位という低位の事実は真摯に受け止めなくてはならない。

(3) は「働き方改革」のまさに目指すところである。短時間で業務をこなすための意識改革やビジネスプロセスの効率化が進めば、OECD 内で相対的に低い我が国の労働生産性のポジション改善につながるであろう。意識改革は特段の投資を伴わずして実現可能なもの。かつて多くの企業でもはやされた QC 活動で経験済みであり、どの企業でも進めている社内効率化施策そのものである。ビジネスプロセスとなると RPA(ロボティックプロセスオートメーション)への設備投資が求められるが、これにより従来からの労働集約的業務が一気に機械処理に移行することが期待される。また今回の法改正を契機にテレワークに関するさまざまな試行が始まっているのも新たな動きである。加えて、マンパワーのミスマッチ解消努力も求められている。求人倍率は全県で 1.0 を超えているとはいうものの、求められる人材の多くはスキル労働者。ここは技能推進プログラムを導入してシニア層もふくめて、スキルの再教育を促進することで人手不足解消に対処すべきだ。実はこうした取り組みはすでに制度化されているものも多いが、問題はそうした情報へのアクセスに制約があることである。かかる事態を一変させるのが IoT の世界である。1 億総国民の IT リテラシー向上は、これまでの労働集約的で非効率な業務から解放される可能性を秘めている。つまりコストセーブ、タイムセーブとなる。しかし IT 社会の急速な発達にもかかわらず、その恩恵を享受できていない人が意外と多い。IT 社会は利便さと同時にその活用には個人差が大きいため極端な情報の格差をもたらしている。皮肉ではあるが、我が国の長所とされる痒いところに手の届く「おもてなし」の精神が、シニア層を中心に IT リテラシー向上の妨げとなっている面も否めない。いまだにパソコンやスマホなんか使ったこともないと豪語する人すらいる。かわいい子には旅させよではないが、手取り足取りのサービスをタダ同然で提供しつづけるやさしい社会は、かえって全体の生産性向上にブレーキをかけている面があるのではないか。勿論何もかも効率的で便利になれば良いというつもりはないが。

「働き方改革は国民の人生を決定付けるほど重要なのに、それを理解した上で作られた法律だとはとても思えない」と嘆いている高名な経営者もいる。そうかもしれないが、そもそもこの難しいテーマに当初から皆が納得するような完璧なルール設定は容易で

はない。閉塞感に覆われた我が国であるからこそ、今は「まずはやってみなはれ」の発想も必要であるし、間違っていたら適宜軌道修正すればよい。それを強力に推進できるのは今の安倍政権の強みで、チャンスはいつまでも待ってこない。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>